

# 環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成30年6月18日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき、(仮称)東扇島物流施設計画に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 RW東扇島特定目的会社 取締役 須貝 信
	指定開発行為の名称	(仮称)東扇島物流施設計画
	指定開発行為の種類	大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区東扇島21番地、23番地1号
	指定開発行為の目的	物流施設の建設
	指定開発行為の内容	延べ面積: 約677,490㎡
	指定開発行為の施行期間	平成30年度～平成37年度
環境影響評価の手続経過	平成29年 4月 5日 指定開発行為実施届出 平成29年 4月12日 条例環境影響評価準備書公告 平成29年 8月17日 条例見解書公告 平成29年11月 9日 条例環境影響評価審査書公告	
縦覧のお知らせ	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び 環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)
	縦覧期間及び時間	期 間: 平成30年6月18日(月)～平成30年7月17日(火) 午前8時30分から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く 上記期間中、本市ホームページにて当該条例評価書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a>
	問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号: 044-200-2156